

奈良地方方法務局管内新築建物課税標準価格認定基準表

基準年度：平成24年度

平成24年4月1日施行

(1平方メートル単価・単位：円)

種類	構造	木	造	鉄筋コンクリート造・ プレキャストコンクリート造	軽量鉄骨造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋 コンクリート造
居宅			79,000	65,000	83,000	89,000	106,000	119,000
共同住宅			72,000	65,000	83,000	89,000	106,000	119,000
旅館・料亭・ホテル			78,000	46,000	66,000	91,000	94,000	125,000
店舗・事務所 ・百貨店・銀行			58,000	58,000	58,000	69,000	119,000	110,000
劇場・病院			68,000	46,000	66,000	91,000	94,000	125,000
公衆浴場			87,000	-	-	-	-	-
工場・倉庫・市場			28,000	35,000	25,000	47,000	87,000	66,000
土蔵			73,000	-	-	-	-	-
附属家			40,000	58,000	40,000	80,000	113,000	82,000

※1 上記以外の種類の建物については、別表3による。

※2 本基準により離れの場合は、類似する建物との均衡を考慮し個別具体的に認定することとする。

建物の種類別の認定基準対応表

	建物の種類(不登規則及び不登準則)	評価のない新築建物の課税標準価格の 認定基準上の「建物の種類」
1	居 宅	居 宅
2	店 舗	店舗・事務所・百貨店・銀行
3	寄宿舍	共同住宅
4	共同住宅	共同住宅
5	事務所	店舗・事務所・百貨店・銀行
6	旅 館	旅館・料亭・ホテル
7	料理店	旅館・料亭・ホテル(又は店舗)
8	工 場	工場・倉庫・市場
9	倉 庫	工場・倉庫・市場(又は土蔵)
10	車 庫	附属家(又は倉庫)
11	発電所	工場・倉庫・市場
12	変電所	工場・倉庫・市場
13	校 舎	店舗・事務所・百貨店・銀行
14	講 堂	店舗・事務所・百貨店・銀行
15	研究所	店舗・事務所・百貨店・銀行
16	病 院	劇場・病院
17	診療所	劇場・病院(又は店舗)
18	集会所	店舗・事務所・百貨店・銀行
19	公会堂	劇場・病院
20	停車場	工場・倉庫・市場
21	劇 場	劇場・病院
22	映画館	劇場・病院
23	遊技場	店舗・事務所・百貨店・銀行
24	競技場	劇場・病院
25	野球場	劇場・病院
26	競馬場	劇場・病院
27	公衆浴場	公衆浴場
28	火葬場	工場・倉庫・市場
29	守衛所	店舗・事務所・百貨店・銀行
30	茶 室	居 宅
31	温 室	工場・倉庫・市場
32	蚕 室	工場・倉庫・市場
33	物 置	附属家(又は土蔵)
34	便 所	附属家
35	鶏 舎	工場・倉庫・市場
36	酪農舎	工場・倉庫・市場
37	給油所	店舗・事務所・百貨店・銀行

※上記分類により難い事情がある場合は、個別具体的に判断することとする。

また、上記分類にない「建物の種類」については、どの建物の種類に最も類似するか、個別具体的に検証し、「認定基準上の建物の種類」を適用すること。

経年減価補正率表

1 木造建物減価補正率

経過年数	経年減点 補正率
1	0.80
2	0.75
3	0.70
4	0.67
5	0.64
6	0.62
7	0.59
8	0.56
9	0.53
10	0.50
11	0.48
12	0.45
13	0.42
14	0.39
15	0.37
16	0.34
17	0.32
18	0.30
19	0.28
20	0.26
21	0.25
22	0.24
23	0.23
24	0.22
25	0.21
26	0.21
27以上	0.20

2 非木造建物減価補正率

経過年数	経年減点 補正率
1	0.9558
2	0.9282
3	0.9007
4	0.8772
5	0.8537
6	0.8302
7	0.8067
8	0.7832
9	0.7597
10	0.7362
11	0.7127
12	0.6892
13	0.6657
14	0.6422
15	0.6187
16	0.5952
17	0.5717
18	0.5483
19	0.5247
20	0.5013
21	0.4778
22	0.4542
23	0.4348
24	0.4153
25	0.3959
26	0.3764
27	0.3570
28	0.3375
29	0.3212
30	0.3050
31	0.2916
32	0.2783
33	0.2650
34	0.2517
35	0.2384
36	0.2327
37	0.2270
38	0.2213
39	0.2156
40	0.2099
41	0.2079
42	0.2059
43	0.2040
44	0.2020
45以上	0.2000

※1 本表は、平成23年11月28日付け総務省告示第493号による改正後の固定資産評価基準（昭和38年12月25日自治省告示第158号）の「木造家屋経年減点補正率基準表」及び「非木造家屋経年減点補正率基準表」から平均値を算出したものである。

※2 新築建物価格認定基準表は、経過年数1年以上の場合に、当該基準を用いて以下の式により算出することとする。

【新築後1年経過の木造建物の例】

基準表の単価×0.80（経過年数1年の経年減点補正率）